

期日前投票所へのタクシー移動支援について

第 51 回衆議院議員総選挙及び第 27 回最高裁判所裁判官国民審査において、期日前投票の期間、期日前投票所への移動が困難な高齢者等を対象に、タクシーによる移動支援を実施しています。対象者及びご利用の流れは以下のとおりです。

【利用対象者】・西予市選挙人名簿に登録されている方のうち

- ① 65歳以上で、運転免許を持たれていない方、もしくは、車の運転が困難な方
- ② 障がいのある方で、車の運転が困難な方
- ③ 妊婦の方で、車の運転が困難な方

【利用要件】

○運賃：**無料**

○対象経路：自宅から居住地区にある下記期日前投票所までの往復のみ

- ・障がい者、妊婦の方は、乗車時に証明する手帳を提示してください。
- ・利用対象者に付添いが必要な場合は、乗車定員以内で家族等が同乗できます。
- ・買物等による期日前投票所以外の別経路や途中での一時下車等の私的な利用はできません。

【期日前投票所及び利用期間】

注：選挙日当日は対象外

市内期日前投票所	開設期間	利用期間
西予市役所	令和8年1月28日（水） ～2月7日（土）	8:30～20:00
明浜支所・野村支所 城川支所・三瓶支所	令和8年1月28日（水） ～2月7日（土）	8:30～19:00
惣川地域づくり活動センター	令和8年2月5日（木） ～2月7日（土）	8:30～17:00
増設期日前投票所	令和8年2月1日（日）	8:30～12:30

次ページもご覧ください！

【利用方法】

入場券に、ご自身の氏名と生年月日等を事前に記入してください。

ご自身で、裏面の対象地域のタクシー事業者に「選挙投票」と伝えて予約を行い、タクシー乗車時に運転手に入場券を提示してください。

(障がいのある方及び妊婦の方は、証明手帳も提示してください)

入場券に運転手の印又はサインをもらって、期日前投票所の受付に提出してください。

注：入場券が届いてない場合、紛失したり忘れた場合は、期日前投票所に到着後、受付で新たな入場券を受取り、先にタクシー運転手の印/サインをもらってから投票を行ってください。

【入場券裏面】



期日前投票宣誓書

私は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在 ●住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は真実であることを誓います。	
ふりがな 氏名	せいや たろう
西予太郎	令和 8 年 ● 月 ● 日
生年月日	大正 昭和 平成 ● 年 ● 月 ● 日

①事前に、氏名・生年月日の記入をお願いします。

※期日前投票所までの移動が困難な方へ

下記に該当する方は、自宅から居住地区の期日前投票所までの往復に限り、タクシー無料支援が受けられます。ご利用の方は、ご本人でタクシー会社に予約のうえこのハガキを運転手に提示して下さい。

1. 65歳以上で、運転免許を持たれていない方、もしくは運転が困難な方
2. 障がいのある方で、車の運転が困難な方
3. 妊婦の方で、車の運転が困難な方

- ・該当する番号（1～3）に「○」を記載してください。
- ・障がいのある方及び妊婦の方は、乗車時に手帳等を提示してください。

②該当する番号に「○」の記入をお願いします。

運転手記入欄	タクシー事業者名	運転手印/サイン
		西予

③タクシー乗車の際に、この欄に運転手の印又はサインをもらってください。

※入場券イメージは、実際と異なる場合があります。

問い合わせ先

西予市選挙管理委員会事務局 電話0894-62-6400